

障害を理由とする 差別の解消を進めるための条例 を制定しました

新潟県では、障害の有無にかかわらず、すべての県民が自分らしく生きることができる共生社会の実現に向け、県民一人一人が障害や障害者についての理解をより深め、障害を理由とする差別を解消するために条例を制定しました。

条例の名称

新潟県障害を理由とする
差別の解消の推進に関する条例

令和7年4月1日スタート！



障害者について

障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の機能の障害があり、障害と社会的障壁※により継続的に生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

県民一人一人が、社会的障壁をなくすために取り組んでいきましょう！

※社会的障壁とは

障害がある人にとって生活する上で障壁・バリアとなるような社会における一切のもの（物、制度、慣行、観念など）をいいます。障害・バリアは、そうした社会的障壁と心身の障害があいまって作り出されているもので、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務です（障害の社会モデルの考え方）。

●階段しかないで、2階には上がれない

▶「障害」がある



●エレベーターがあれば、2階に上がれる

▶「障害」がなくなった！



【社会モデルの考え方】

車椅子の方は、何も変わっていない
変わったのは、あくまでも周囲の環境

「社会モデル」の考え方に基づけば、
「階段」という障壁（バリア）がある
ことで車椅子の方に「障害」が生じて
いることになる。

<社会的障壁（バリア）の例>

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を認識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

【出典】令和6年版障害者白書（令和6年6月内閣府）より引用

障害を理由とする差別とは

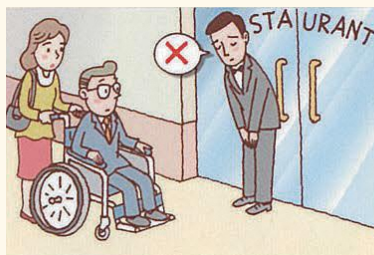
1

不当な差別的取り扱い

障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること

差別となる具体例

車いすを利用していることを理由に、レストランなどへの入店を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にスポーツクラブなどへの入会を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にアパートなどの部屋を貸さなかった。



不当な差別的取扱いをしてはいけません！



2

合理的配慮の不提供

障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行わないこと

差別となる具体例

交通機関で視覚障害のある人から質問されたが、わかるように説明しなかった。



災害避難所で聴覚障害があることを伝えられたが、必要な情報を音声のみで提供した。



役所の会議に招かれた障害のある人に配慮を求められたが、何も対応しなかった。



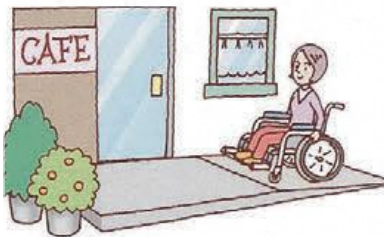
行政機関、事業者の合理的配慮は義務です！

県民の皆さん、合理的配慮に対する協力をお願いします！



《 事業者の望ましい取組の例です 》

くるま りようしゃ
車いすの利用者などのために、
てんぽ ぐち
店舗などの出入り口にスロープを
せっち だんさ かいしょう
設置するなどして段差を解消する。



てんぽない じぎょうしょない くるま
店舗内や事業所内を車いすの
りようしゃ いどう つうろ
利用者でも移動しやすいように、通路
の幅を広くするなどの工夫をする。



しかくしょうがい ひと きざい
視覚障害のある人に、記載された
メニューやサービスの内容などをス
タッフが読み上げながら説明する。



ちやうかくしょうがい ひと
聴覚障害のある人に、ホテルや
施設の受付などで、筆談や手話など
おんせい以外の方法でコミュニケーション
をとる。



くるま りようしゃ でんしゃ の
車いすの利用者が電車で乗ると
きや降りるときは、それぞれの駅で
れんらく と あ えきいん てだす
連絡を取り合い、駅員が手助けを
する。



もうどうけん しんたいしょうがいしゃほじょけん
盲導犬など身体障害者補助犬の
やくわり りかい
役割を理解して、いっしょに入れ
る飲食店などの店舗や事業所を増
やす。



県民の皆さんも障害者に対する配慮をお願いします

しょうがい ひと み
障害のある人を見かけたら、こち
らから積極的に声をかけて協力を申
し出る。



でんしゃ ゆうせんせきふきん
電車やバスの優先席付近では、
けいたいでんわ でんげん き
携帯電話の電源を切るなど決められ
たマナーを守る。



でんしゃ せき ひつよう
電車やバスなどで席を必要として
いる人がいたら、優先席でなくても
せき
席をゆずる。



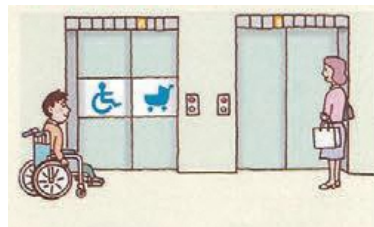
しかくしょうがい ひと ゆうどう
視覚障害のある人を誘導する
てんじ うえ じてんしゃ
点字ブロックの上に、自転車などの
しょうがいぶつ お
障害物を置かない。



くるま りようしゃ て とど
車いすの利用者などが手の届か
ない陳列棚の商品を代わりにとって
てわた
手渡す。



デパートなどの車いす・ベビー
カー優先のエレベーターは、なるべく
りよう
利用しない。





相談たいせい しょうかい 相談体制について紹介します！

1. 相談内容

「不当な差別的取扱いを受けた」「合理的配慮が提供されなかった」

「障害に関する言動で不快な思いをした」場合などに、相談いただけます。

また、「障害者に対してどのような配慮をすればよいか」など、事業者などからも相談いただけます。



2. 相談先

お近くの相談窓口※ または
障害者権利擁護センター（中央福祉相談センター内）
電話：025-364-0068

へご相談ください。



※相談窓口について

県庁ホームページで県内の相談窓口を紹介しています。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai-fukushi/1356846481217.html>

“新潟県” “障害者差別” “相談窓口” などで検索してください。

「障害を理由とする差別の解消に向けて」のページで相談窓口を紹介しています。

3. 相談支援で解決できない場合のあっせん・勧告・公表について

相談支援で解決が期待できない事業者による差別事案の解決を図るため、事業者に対するあっせん・勧告・公表の制度を設けています。

すべての県民の皆さんが、障害の有無によって差別されることがなく、個人としての尊厳が大事にされ、お互いに個性などを尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らしていける社会の実現を、目指していきましょう！

